

スチュワードシップ活動の自己評価

当社は日本版スチュワードシップ・コードを受け入れており、この度 2021 年 7 月から 2022 年 6 月の期間における同コード各原則の実施状況について自己評価を行いましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

記

原則	活動実績	本年度の自己評価
原則 1 (方針)	業種・企業特性の把握を強化するため、セクター担当制を継続 ブラックロックのエンゲージメント重点項目を更新 議決権行使に関するガイドライン別紙にて「サステナビリティ課題への対応」を継続開示	セクター担当制により企業調査の専門性を高めることで、議決権行使およびエンゲージメントの実効性を強化。またエンゲージメント重点項目の更新に加え、サステナビリティ課題への対応方針を新たに開示し、当社のスチュワードシップ活動の透明性は向上、原則1への対応は適切であると評価。
原則 2 (利益相反管理)	適切な利益相反管理の設定と遵守 業務マニュアルへの利益相反管理方針の反映 各種委員会の適切な運営	ブラックロック・グループは個別の金融グループに属しない独立した専門の資産運用会社であり、多くの利益相反の可能性を排除。更に全社的な利益相反管理方針に基づき、議決権行使における潜在的な利益相反の管理方針を当社ホームページや本レポートにて公表し、適切に遵守。更に本年度は利益相反管理方針を業務マニュアルに反映し、利益相反管理プロセスの強化を完了。また法務部長をインベストメント・スチュワードシップ委員会委員長とする新たな体制のもと、適切な利益相反管理を実施。原則2への対応は適切と評価。
原則 3 (企業の状況把握)	500 件超の投資先企業とのエンゲージメントの実施 (運用担当者による IR 取材は除く)	ウォッチリスト等の活用により、特に優先度の高い投資先企業と重点的に対話。それらの企業を中心に、状況に応じて投資先企業と複数回対話の実施、社外取締役との対話も実施するなど、実効性の高いエンゲージメントを実施。また、ブラックロック・グループ CEO による投資先企業へのレターの送付を通じて、経営陣との面談も増加。さらに、運用部門内の投資判断を行う部署との連携を強化。これらの点から原則3、4への対応は適切と評価。
原則 4 (エンゲージメント)	ブラックロック・グループ CEO による投資先企業へのレターの送付 運用部門内における連携の強化	
原則 5 (議決権行使)	議決権行使ガイドラインのレビューの実施 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用の強化 議決権行使助言会社への適切なモニタリングの実施	議決権行使の実績や市場動向等を踏まえ、議決権行使ガイドラインの改定を実施。投資先企業の形式的な対応を避けるべく、議決権行使ガイドラインの適応予定時期を公表し、移行期間を設定。また議決権行使とエンゲージメントの一体的運用を強化。加えて、個別議案に対する行使結果および判断理由について四半期毎に公表し、原則5への対応は適切と評価。
原則 6 (顧客・受益者への報告)	お客様向け報告の実効性向上のために体制強化 報告フォーマットの統一化に向けた活動を実施	各種業界横断イニシアティブへの運営委員としての積極的な参加等を通じて市場全体のプラクティス向上に貢献。また報告業務にかかわる人員を増員し継続してお客様を含む関係者への報告を適切に実施しており、原則6の対応は適切と評価。
原則 7 (実力向上)	スチュワードシップ活動の自己評価の実施 各種専門家や海外機関投資家との意見交換の実施 エンゲージメントを通じた企業評価と運用への活用 グローバルな知見の共有	今年度は、国内外のテーマ別会合(気候変動・ジェンダー・ダイバーシティ等)に積極的に参加し、グローバルな知見および最新動向を把握。また、各種専門家や海外機関投資家等との意見交換、さらに海外拠点スチュワードシップ担当者との積極的な情報共有等を通じて専門性を一層強化。スチュワードシップ活動の自己評価の公表。原則7の対応は適切と評価。
原則 8 (サービス提供者)	機関投資家向けサービス提供者ではないため非該当	機関投資家向けサービス提供者ではないため非該当。

〈お問い合わせ先〉インベストメント・スチュワードシップ部

BLKJ_Stewardship@blackrock.com

以上